平成２４年（フ）第１８７０号
札幌市豊平区豊平６条３丁目２番10―401号
債務者　山本　弘幸
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９３３号
北海道千歳市清流５丁目９番９号
債務者　田村　公一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１３３号
大阪府東大阪市長堂３丁目７番29―707号、申立時の住所北海道北広島市稲穂町東８丁目６番地22
債務者　笹森　俊治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４８号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目１番５―201号
債務者　佐々木秀子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４６号
北海道千歳市北光３丁目10番８号
債務者　齋藤　直美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４７号
北海道千歳市北光３丁目10番８号
債務者　齋藤　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４６７号
札幌市北区北21条西８丁目１番８―203号
債務者　宮坂　清一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９０号
札幌市白石区川下577番地８　札幌トロイカ病院内、住民票上の住所札幌市白石区東札幌４条６丁目１番13―308号
債務者　小坂　政勝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９４号
北海道千歳市豊里５丁目１番21号
債務者　藤盛けい子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５１７号
札幌市中央区宮の森３条４丁目４番14号
債務者　山本　博志
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３５号
札幌市豊平区豊平４条３丁目３番10―907号
債務者　吉岡　英明
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４９号
札幌市北区篠路10条２丁目４番５―303号
債務者　皆川　憲章
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５５０号
札幌市東区北26条東19丁目２番20―305号
債務者　高本　　実
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９８号
札幌市白石区本郷通２丁目南５番５―306号
債務者　高橋　一貴（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６００号
札幌市豊平区美園７条８丁目５番12号　近藤マンション10号
債務者　小西佐紀子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１６号
札幌市中央区南３条西20丁目３番17号　マンションりら５号
債務者　坂本　公治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３６号
札幌市豊平区平岸３条６丁目１番17号　ニートピア平岸107号
債務者　坂田　優子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部